

ふれあい・いきいきサロン事業実施要綱

社会福祉法人浅口市社会福祉協議会

(目的)

第1条 この要綱は、独居高齢者等の居場所づくり、小地域での人間関係の醸成等を図り、「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり」のために、ふれあいいきいきサロンを実施した際の経費を助成することにより、小地域での住民の支え合い活動を支援する。

(助成対象サロン)

第2条 助成対象は広く地域住民を対象とし、特に一人暮らし高齢者等の地域での孤立化を防止する等、第1条の目的に沿った活動に対して助成を行う。

尚、次に掲げる活動は対象外とする。

- (1) 趣味の会、同好会等の一部の限られた者が参加する活動。
- (2) 政治、宗教を伴う活動。
- (3) 営利を目的とした活動。
- (4) その他、第1条の目的に沿わない活動。

2 サロンの代表者は、民生委員、福祉委員、地区長等の小地域において福祉を推進する者とする。

(活動内容)

第3条 ふれあいいきいきサロンの活動は、別紙「浅口市ふれあいいきいきサロンの開催にむけて」を参考に、利用者とボランティアが協働で企画し運営する。

(助成金)

第4条 会食会、茶話会等の飲酒を伴わないサロン活動に対し助成を行う。但し、会食会、茶話会共に行う場合は会食会のみ助成し、重複助成はしない。

- (1) 茶話会 参加者1人あたり 200円
- (2) 会食会 参加者1人あたり 300円

(申請手続き)

第5条 助成金の申請は、「ふれあいいきいきサロン助成金申請書」(様式第1号)及び「ふれあいいきいきサロン活動報告書」(様式第2号)により社会福祉協議会に申請するものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

平成20年4月1日 第4条(助成金)を一部変更。